

「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」のあらまし

～音響機器の使用の制限について～



音響機器を使用については、「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」に基づいて使用の制限が規定されています。次の事項を守り、周辺の住宅などへの配慮に努めてください。

1 カラオケは午後 11 時まで！

飲食店、カラオケ店等においては、午後11時から翌日の午前6時までの間、カラオケ装置などの音響機器を使用してはいけません。

音響機器

規制の対象となる音響機器は、次のとおりです。

- カラオケ装置
- 楽器
- 音響再生装置
- 拡声装置

使用禁止時間

午後11時から翌日の午前6時まで



除外規定

次の場合は、規制の適用は受けません。

- 音響機器から発する音が防音措置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合
- 飲食店等が地下街に立地している場合
- 飲食店等の周囲50m以内の区域に、住居、病院、入院施設を有する診療所など、特に静穏を必要とする施設が存在しない場合
- 飲食店等の建物構造、周辺の土地利用の状況等から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合

罰則など

午後11時以降にカラオケ装置などの音響機器が使用されることによって、周辺の生活環境が損なわれていると認めるときには、経営者に対して警告又は命令を発し、命令に従わない場合は、懲役又は罰金が科せられます。

2 音の大きさの基準を守ってください

事業場(飲食店等を含む)は工場と同様に、敷地境界線上で次の表に掲げる値を超えないようにしてください。

規制基準

(単位: dB(デシベル))

区域の区分	時間の区分		
	朝(6時~8時) 夕(18時~21時)	昼間 (8時~18時)	夜間 (21時~翌日6時)
①第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
②第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地 域、用途地域の指定のない地域	50	55	45
③近隣商業地域、商業地域、準工 業地域 (※1)	60 (55)	65 (60)	55 (50)
④工業地域 (※2)	65 (60)	70 (65)	60 (55)

※1 ③の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50メートル以内の区域及び①・②の区域との境界線より15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。

※2 ④の区域のうち、既設の学校、保育所等の周囲50メートル以内の区域及び①・②・③の区域との境界線より15メートル以内の区域は()内の基準が適用されます。



音の大きさ(dB)の目安

罰則など

事業場(飲食店等を含む)において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、改善勧告、改善命令を受けます。また、改善命令に従わない場合には、懲役又は罰金が科せられます。

問い合わせ先 高槻市市民生活環境部環境政策課 TEL: 072-674-7486